

登記手続案内のご利用について

- 登記手続案内は「**完全予約制**」です。事前に予約をお願いします。
- 登記手続案内は、電話、法務局窓口での対面又はウェブ会議サービスにより行っています。
- 法務局窓口での対面による登記手続案内は、本局、周南支局、下関支局で行っていますので、ご都合の良い庁にご予約ください。

1 手続案内で説明する内容

- (1) 登記申請手続に関する事項
 - ア 申請書様式の説明
 - イ 申請に必要な添付書類の種類の説明
 - ウ 申請に係る一般的な注意事項
- (2) 法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付申出に関する事項
- (3) 実質的支配者情報一覧の保管及びその写しの交付申出に関する事項

2 手続案内を利用できる方

手続案内をご利用できる方は、次のとおりです。

- (1) 登記申請を予定している当事者及びその法定代理人
(会社・法人の場合は、代表者又は従業員等の代表者の代理人)
 - (2) 法定相続情報一覧図の保管又は交付申出をすることができる相続人
 - (3) 実質的支配者情報一覧の保管及びその写しの交付申出をすることができる
会社代表者又は従業員等の代表者代理人
- ※ 当事者であることの確認をさせていただく場合があります。

3 予約の方法

電話・法務局窓口での対面による手続案内の予約先電話番号は、裏面を参照してください。「登記手続案内の予約」であることを伝えて、お申し込みください。
ウェブ会議サービスによる手続案内の予約は[こちら](#)をご覧ください。
なお、会社・法人の登記手続案内は、本局法人登記部門にお申し込みください。

4 手続案内の時間

1回の手続案内は**20分以内**です。時間の延長はできません。
次回の予約を希望される場合は、あらためて予約をお取りください。
予約は一人(1組)1枠とさせていただきます。

5 ご利用される前に

登記申請に必要な書類は、[法務局ホームページ](#)の「不動産登記申請手続」又は「商業・法人登記申請手続」でご案内していますので、事前にご覧いただいた上で、登記手続案内をご利用ください。

登記手続案内利用の注意事項

- 1 登記申請の前提となる法律行為（契約など）等に関する相談・助言については、お答えすることができません。
- 2 登記申請書や添付書類の作成の援助・助力はできません。お客様ご自身で内容を理解した上で作成してください。ご自身で作成することが難しい場合は、司法書士や土地家屋調査士に依頼されることをお勧めします。
- 3 **登記手続案内は、事前審査ではありません。**登記申請の審査は、申請書受付後、登記官が審査をします。審査の結果、申請の取下げや修正、添付書面の追加提出等が必要になる場合があります。
- 4 登記を完了させるまでには、数回来庁していただく場合があります。
- 5 資格を有しない者が他人の登記申請を代理する行為は、犯罪となる場合がありますので、ご注意ください（違反者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。）。

登記手続案内の予約先

庁名	登記手続案内の方法			予約電話番号
	電話	対面	ウェブ	
山口本局 不動産登記部門 法人登記部門	○	○	○	山口本局 (083)922-2295 音声ガイダンス 不動産 ③→① 会社・法人 ③→②
宇部支局	取扱いなし			
周南支局	○	○	×	周南支局 【不動産のみ】 (0834)28-0244 音声ガイダンス ②→①
岩国支局	取扱いなし			
柳井出張所	取扱いなし			
下関支局	○	○	×	下関支局 【不動産のみ】 (083)234-4000 音声ガイダンス ②→①
萩支局	取扱いなし			

- 管内法務局、管轄の確認は[こちら](#)
- 会社・法人の手続案内及び登記申請（設立や役員変更等）は、山口本局（法人登記部門）です。